

加須市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年2月27日

条例第9号

改正 令和3年3月23日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、加須市議会の議員の政策立案能力の向上及び調査研究その他の活動並びに議会の活性化に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、加須市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額1万2,000円を乗じて得た額を年度ごとに交付する。

2 政務活動費は、4月（以下「交付月」という。）に交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分からの政務活動費は返還しなければならない。

5 政務活動費は、交付月の末日に交付する。ただし、その日が休日に当たる

場合は、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず

ず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から 30 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第 8 条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 9 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 加須市情報公開条例（平成 22 年加須市条例第 9 号）に規定する情報の公開を請求する権利を有する者は、議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第 10 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(加須市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止)

2 加須市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 22 年加須市条例第 23 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から

適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の加須市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、リース代等）
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）

別記様式（第7条関係）

年　月　日

加須市議会

議長 様

会派名

経理責任者名

年度政務活動費収支報告について

加須市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費收支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費 _____円

2 支 出

(単位 : 円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計		

3 残 金 _____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。